

昭和四十三年四月二十日提出
質問第一〇号

政府の金買上げ価格等に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年四月二十日

提出者 田中武夫

衆議院議長 石井光次郎殿

政府の金買上げ価格等に関する再質問主意書

政府の金買上げ価格等に関する質問に対する答弁書を昭和四十三年四月十九日受領したが、十分に納得できないので、次のとおり再質問する。

一 金管理法が違憲立法（憲法第二十九条第二項との関係）であるといっているのではなく、政府の買上げ価格グラム四百五円は現在の産金コストから考えて、憲法第二十九条第三項の「正当な補償」とはいいがたいのではないかとの質問である。

二 政府の答弁は、国際通貨基金協定第四条第二項との関係で正当であるとのことであるが、つまるところ憲法と条約とが競合した場合、いずれが優先するかとの点に帰着するものと考えらる。

三 憲法と条約とはいずれが優先するのか、政府の考え方を明らかにされたい。憲法の精神並び

に各条項に抵触する条約を政府は締結することができるか。

右質問する。